

鎌倉総第2273号

令和2年(2020年)11月24日

鎌倉市議会議長

久坂くにご様

鎌倉市長 松尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当(内線2242、2243)

議会受付番号	文書質問第9号
質問者	保坂 令子 議員
答弁する者	市長 (市民生活部商工課、共創計画部企画計画課)

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第9号の質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 質問の内容

①鎌倉応援買い物・飲食電子商品券（緑むすびカード）発行管理運営業務委託の委託先は公募型プロポーザルによる選定で瀬味証券印刷株式会社に決まりました。

同カードのQRを使った決済システムは、地域通貨プラットフォームサービス chiica（チーカ）を利用することと、同サービスを提供しているのは、(株) トラストバンクです。これは、瀬味証券印刷が、決済システムの構築と利用に関してトラストバンクに再委託をするということですか。

瀬味証券側の提案金額は984,063,412円でしたが、このうちのトラストバンクへの再委託料はいくらですか。再委託という形態でない場合、トラストバンクに支払う決済システム使用料等の金額はいくらですか。

②トラストバンクは、6月議会に電子クーポン事業を提案するに際して聞き取りを行った会社ですか。

③トラストバンクは、国内最大規模のふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を運営する会社でもあります。鎌倉市では、ふるさと寄附金の寄附金運用代行業務を随意契約で(株) JTBふるさと開発事業部（大阪市）に委託しています。この随意契約は、トラストバンクが、「ふるさとチョイス」上で付与されたポイントを使用し、返礼品の配送業務等を受託できる事業者をJTBふるさと開発事業部に限定しているためであるとのことですか。

ふるさと納税ポータルサイトとしては「ふるさとチョイス」のほかに「さとふる」も使えるようになっていますが、2020年度当初予算に計上された「ふるさと納税ポータルサイト掲載・申し込み等業務委託料」5,500万円のうち、トラストバンクへ支払われる見込み額はいくらですか。

④ガバメントクラウドファンディングを行う場合、窓口はトラストバンクが運営する「ふるさとチョイス」に限られるのですか。

⑤縁むすびカードの事業の趣旨は、コロナ禍の影響で減収を余儀なくされた中小事業者を消費喚起によって応援するということでしたが、先頃「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、社会的孤立が懸念される子ども、青少年、高齢者、低所得者等を支援する事業を行う非営利活動団体を支援」する仕組みが追加されました。

団体支援の仕組みを追加するに至った経過はどのようなものですか。

市民から買い物や飲食に使う電子商品券について疑問の声が寄せられたからなのか、トラストバンクから団体支援の仕組みについて提案があったからなのか、あるいは別のところからの意見や提案に応えたものなのか、この間の経緯について明確に説明してください。

## 2 質問の理由

鎌倉応援買い物・飲食電子商品券事業の予算が9月定例会で成立して以降、商品券発行管理運營業務委託の委託先や決済システムの運営事業者が決まり、さらにこれまで全く聞こえてこなかった団体支援の仕組みが追加されました。予算を通した議会としては、それらについての事実関係や経緯を電子商品券の発送の前に確認する必要があります。

## 3 答弁

### 質問①について

再委託とは、契約の履行に当たり、委託業務に係る履行の全部または一部について、第三者と委任（準委任含む）または請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを言います。

再委託に当たるか否かは契約書及び仕様書でどのような履行を求めていたかによりますが、システムに関しては、本事業の契約書及び仕様書においては、受託者が自らシステムの構築等を行うことは求めていません。

本事業の受託者である瀬味証券印刷株式会社が、株式会社トラストバンクとシステム利用契約を締結のうえ地域通貨プラットフォームサービスchiicaの利用をするものであり、またその運営は受託者自らが行うものであることから、再委託ではなく契約の履行に必要なシステムの借りに当たるものです。

システム使用料については、サーバー使用料も含め、株式会社トラストバンクの方針により、コロナ禍における支援策へのシステム活用に対し優遇措置を行っていることから、本事業においては、株式会社トラストバンクに支払う経費は生じていないと聞いています。

なお、レンタル用モバイルの貸出しに関しては、受託者が株式会社トラストバンクから機器の借りに行いますが、再委託ではなく契約の履行に必要な資機材の借りに当たるものです。

レンタル用モバイルに係る予算額は、600台で19,200,000円（税抜き）を想定しており、内訳は次のとおりでございます。

- 1 事務手数料 8,400,000円
- 2 月額通信費 10,800,000円

上記事務手数料の中に、受託者から株式会社トラストバンクへ支払う使用料が含まれていると聞いています。

#### 質問②について

株式会社トラストバンクに対して聞き取りは行っておりません。

#### 質問③について

令和2年度の株式会社トラストバンクに支払う委託料は50,820,000円を見込んでいます。

令和2年度のふるさと寄附金の歳入は1,000,000,000円を見込んでおり（当初予算）、そのうち、株式会社トラストバンクが運営するふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を経由した寄附金額は900,000,000円を見込んでいます。株式会社トラストバンクに支払う委託料は、寄附額に5%を乗じた金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額の基本プラン額とワンストップサービス等のオプションサービスを利用した件数に、各単価を乗じた金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額のオプションサービス額の合計となり、その見込額の算定は以下のとおりとなります。

#### 1 基本プラン額

寄附額に5%を乗じた金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額

900,000,000円 $\times$ 0.05 $\times$ 1.10=49,500,000円（消費税等額込み）

基本プランとは、ふるさとチョイスの情報掲載、寄附申込フォーム設置、オンライン決済サービスとの連動、マルチペイメントサービス、管理システムの利用等のサービス（返礼品掲載補助、配送・出荷管理を除く。）を利用できるプランです。

#### 2 オプションサービス額

以下のオプションサービスを利用した件数に、各単価を乗じた金額に消費税額及び地方消費税額を加算した額

(ア) オンラインワンストップ申請サービス 1件あたり 150円

1,000件（見込み件数） $\times$ 150円 $\times$ 1.10=165,000円（消費税等額込み）

オンラインワンストップ申請サービスとは、寄附者が行うワンストップ特例申請をネット申請のみで完了できるサービスです。

(イ) ワンストップ特例受付BPOサービス 1件あたり 250円

4,000件（見込み件数） $\times$ 250円 $\times$ 1.10=1,100,000円（消費税等額込み）

ワンストップ特例受付BPOサービスは、ワンストップ特例申請受付業務のアウトソーシングサービスです。

(ウ) オンライン受領証明書ダウンロードサービス 1件あたり 50円

1,000件（見込み件数） $\times$ 50円 $\times$ 1.10=55,000円（消費税等額込み）

オンライン受領証明書ダウンロードサービスは、寄附者が行う「電子控除証明」の発行に対応したサービスです。

これらを合計する 49,500,000円+165,000円+1,100,000円+55,000円

=50,820,000円となります。

#### 質問④について

ふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングは、自治体が独自で実施することもできますが、クラウドファンディングの目標達成のために、周知・広報・集客力に長けているふるさと納税ポータルサイトを利用して実施しています。

ふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングは、「ふるさとチョイス」に限らず「さとふる」においても実施することができます。「ふるさとチョイス」でクラウドファンディングを実施する場合、基本プランの単価である寄附額の5.5%を株式会社トラストバンクに支払うことに加えて寄附者管理や寄附金受領書発行事務手数料として、株式会社JTBふるさと開発事業部に1件あたり550円を支払うこととなります。これに対し「さとふる」でクラウドファンディングを実施した場合は、寄附額の12%を株式会社さとふるに支払うことになり、1件あたり8,000円以上の寄附であれば「ふるさとチョイス」の方が1件あたりの単価は安価となります。

このため、これまでのクラウドファンディングでの実績では8,000円以上の寄附の件数が全体件数の約90%を占めており、全体の委託料が安価となることから、ふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングは、これまで「ふるさとチョイス」において実施しています。

#### 質問⑤について

団体支援の仕組みについては、鎌倉応援買い物・飲食電子商品券事業に係る予算の議決後、取扱店舗の参加を促し、できる限り多くの市民に電子商品券を使っていただくための具体的な方策を検討し、取扱店舗募集チラシの個別配付や説明会の開催等を実施して参りました。

その中で、電子商品券を自分のために使うのではなく、社会に貢献するために使える仕組みを考えて欲しいというご意見をいただきました。

そこで、地方自治法第232条の2に基づき、コロナ禍により様々な社会的・経済的影響を受けている世帯や子どもたちを支援している公益性の高い市民団体に対し、市民が電子商品券の配付額を譲ることで支援できるような仕組みを設けたものです。

支援を受けた市民団体が市内で買い物をすることで、電子商品券本来の目的も達せられると考えております。